

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和6年4月1日）

項目				建設局版	企業庁版	頁	
編	章	節	項				
				枝番			
			表紙	— 愛知県 <b>建設局</b>	土木工事標準仕様書 第2編から第10編、第12編、土木工事施工管理基準及び写真管理基準については、愛知県建設局を準用していません。 愛知県 <b>企業庁</b>	—	
1	1-	1-	1	1.	1.適用工事 愛知県 <b>建設局・都市・交通局</b> 愛知県公共工事請負契約約款	愛知県 <b>企業庁</b> 愛知県 <b>企業庁</b> 公共工事請負契約約款	1-1
				2.	2.標準仕様書の適用 愛知県 <b>建設局土木</b> 工事監督要領 愛知県 <b>建設局建設</b> 工事検査要領	愛知県 <b>企業庁</b> 工事監督要領 愛知県 <b>企業庁</b> 工事検査要領	1-1
1	1-	1-	2	4.	4.総括監督員 <b>建設局長又は都市・交通局長</b>	<b>企業庁長</b>	1-2
				43.	43.情報共有システム 「愛知県情報共有運用ガイドライン」	「愛知県情報共有運用ガイドライン」 <b>及び</b> 「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」	1-4
1	1-	1-	3	2.	2.設計図書の照査 愛知県 <b>建設局</b> 「 <b>9 設計図書の照査について</b> 」 <b>照査要領(案)</b>	愛知県 <b>企業庁</b> 「 <b>6 設計図書の照査について</b> 」 <b>設計図書の照査チェックリスト</b>	1-5
				5.	5.「設計・施工条件確認会議」の開催 「 <b>土木工事</b> 「設計・施工条件確認会議」 <b>実施</b> 要領」	「設計・施工条件確認会議」 <b>試行</b> 要領要領	1-5
1	1-	1-	6	2.	2.施工計画書の記載事項 <b>単価契約工事</b> 緊急維持工事について、協定を締結した業者は、一般事項として、(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を年度当初に担当者へ提出すること。	<b>樹木剪定や草刈り等の主に役務を提供する工事（保全工事等）</b> —	1-6
1	1-	1-	11	2.	2.工事下請届 愛知県公共工事請負契約約款	愛知県 <b>企業庁</b> 公共工事請負契約約款	1-9
1	1-	1-	16		16.設計図書の変更 「 <b>愛知県建設局・都市・交通局設計変更事務取扱要領</b> 」	—	1-11

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和6年4月1日）

項目				建設局版	企業庁版	頁	
編	章	節	項				
1	1-	1-	25	1.	1.工事完了届の提出 工事完了届を監督員を通じて	1.完了通知の提出 完了通知を監督員を通じて	1-21
				2.	2.工事完了検査の要件 工事完了届を監督員に提出	完了通知を監督員に提出	1-21
1	1-	1-	29	9.	施工管理 最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づく	最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づく	1-24
1	1-	1-	36		36.事故報告書		1-29
					本庁事業課	本庁主務課	
					建設総務課に報告	管理部総務課に報告	
1	1-	1-	50	1.	1.一般事項 条件変更確認請求通知に記載	工事打合簿(条件変更確認請求通知)に記載	1-44
				2.	2.天災等 条件変更確認請求通知に記載	工事打合簿(条件変更確認請求通知)に記載	1-44
			51	2.	2.現場責任者 愛知県公共工事請負契約約款	愛知県企業庁公共工事請負契約約款	1-44
				3.	3.技術者の専任制 愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領	愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領	1-45
1	1-	1-	57	5.	5.現場代理人の常駐の運用 「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」(愛知県建設部長通知 平成31年3月5日付け 30建企第538号)による	「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」(愛知県建設部長通知 平成31年3月5日付け 30建企第538号 及び、企業庁通知 平成31年3月14日付け 30企総第1376号)による	1-46
					建設局・都市・交通局発注工事の場合は	企業庁発注工事の場合は	
					契約後V E 「愛知県建設局契約後V E実施要領」	「愛知県企業庁契約後V E 試行要領」	1-47
1	1-	1-	57	5.	5. ICT活用工事 -	【追記】 なお、実施要領において、「建設局」は「企業庁」に、「建設事務所」は「事務所」に、「建設企画課 土木技術G」は「総務課 技術管理・工事検査G」に読み替える。  また、工事名の末尾に（ICT活用工事）という明示は行わず、特記仕様書に明示する。	1-48 1-49
						6.建設現場の遠隔臨場 愛知県	愛知県企業庁

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和6年4月1日）

項目				建設局版	企業庁版	頁
編	章	節	条 項 枝番			
11	1-	1-	1	1.適用規定（1） 愛知県 <b>建設部</b>	愛知県 <b>企業庁</b>	11-1
11	1-	1-	3	3.適用規定（3） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。	水道工事の電気設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。	11-1
11	1-	1-	4	- -	4.適用規定（4） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。	11-1
11	2-	1-	1	1.適用規定（1） 愛知県 <b>建設部</b>	愛知県 <b>企業庁</b>	11-2
11	2-	1-	3	3.適用規定（3） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。	水道工事の機械設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。	11-2
11	2-	1-	4	- -	4.適用規定（4） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。	11-2